

ACSV MONTHLY LETTER

平成27年度税制改正により、ふるさと納税の控除限度額が従来の2倍に拡大されました。6月頃に送付される住民税の決定通知書に記載されている「所得割額」により、実質負担が最低の2,000円となる寄付金の限度額が算定できます。

● ふるさと納税の改正

ふるさと納税とは自分が貢献したいと思う自治体への寄付金のことで、税金の控除とともに各地の特産品がもらえることから、ちょっとしたブームとなっています。ふるさと納税の手続きは各自治体に問い合わせるほか、インターネット上の総合サイト(ふるさとチョイス、わが街ふるさと納税など)で簡単に申し込むことができます。

寄付金控除の実際の計算は複雑ですが、結局のところある金額までは寄付金総額から 2,000 円を差引いた金額が、税金控除により戻ってくる、ことになります。その「ある 金額」は所得税の課税所得金額と住民税所得割額(市民税+県民税)によって、下表で概 算できますので、ふるさと納税をする際の目安として下さい。

なお寄付金1ヶ所にごとに2,000円を差引くと思われている方もおられますが、寄付金総額から差引きますので、2ヶ所目からは全額が戻ってくることになります。

所得税の課税所得金額	寄付金総額の目安	
~195万円	住民税所得割額×23.52%+2千円	
195~330	住民税所得割額×25.00%+2千円	
330~695	住民税所得割額×28.57%+2千円	
695~900	住民税所得割額×29.85%+2千円	
900~1800	住民税所得割額×35.00%+2千円	
1800~	住民税所得割額×40.00%+2千円	

※ 所得税の課税所得金額は以下の通りです。

確定申告をされた方・・第一表の「26」または第三表の「70」の金額 年末調整のみの方・・源泉徴収票の「給与所得控除後金額」—「所得控除合計額」 なお、ふるさと納税について税額の控除を受ける場合は、原則として自治体からの寄 付受領書を添付して所得税の確定申告をする必要があります。

■税務カレンダー

	内容	備考
5月	自動車税の納付	
6月	個人住民税納付(第1期)	

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です(納期特例を除く)。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。



上原浩二会計事務所 公認会計士·税理士 上 原 浩 二